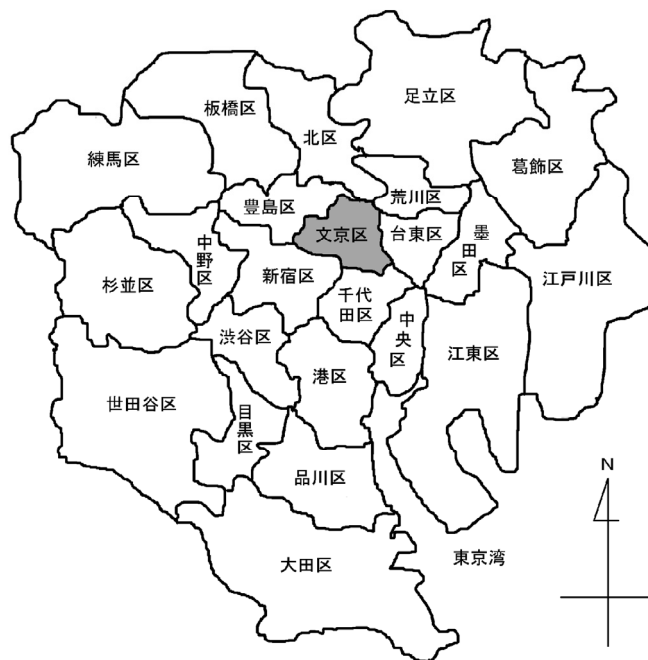


文京区の概要

1 位置

文京区は、旧江戸市街の外縁に位置し、都心3区の西北部に位置しています。南部は神田川をへだてて千代田区に接し、東部は台東区、北東部は荒川区、北部は北区、北西部から西部にかけて豊島区、さらに南西部は新宿区に接しています。

面積は約11.29平方キロメートル、周囲は約21キロメートル、南北約4キロメートル、東西約6キロメートルです。



2 人口

文京区の人口は、平成11年以降増加に転じ、22年連続して人口が増加しています。

また、人口構造をみると、令和2年4月1日現在、総人口に占める年少人口（15歳未満）及び老年人口（65歳以上）の比率は、それぞれ12.5%、19.1%となっています。

文京区の人口 （令和2年4月1日）

	世帯数	人口	男	女
住民基本台帳人口	124,215世帯	226,933人	107,969人	118,964人

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）の施行に伴い、数値に外国人住民を含む。

文京区の過去5年の総人口と、老年人口（65歳以上）・年少人口（15歳未満）の割合

（資料：住民基本台帳 各年4月1日）

	世帯数	総人口	65歳以上	割合	15歳未満	割合
平成28年	115,197 世帯	211,451	42,246	20.0%	24,948	11.8%
平成29年	117,107 世帯	214,683	42,522	19.8%	25,781	12.0%
平成30年	119,087 世帯	218,180	42,895	19.7%	26,584	12.2%
令和元年	122,189 世帯	223,079	43,008	19.3%	27,586	12.4%
令和2年	124,215 世帯	226,933	43,307	19.1%	28,476	12.5%

※平成25年から、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）の施行に伴い、数値に外国人住民を含む。

3 交通

公共交通機関としては、地下鉄の三田線・丸ノ内線・千代田線・有楽町線・南北線・大江戸線の6線、都営バス、コミュニティバス（Bーぐる）などが区民の足となっています。

4 予算

基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決等に邁進するため、現場の視点を重視し、既存の分野や領域を超えた柔軟な発想により、一つ一つの事務事業に、より一層の創意工夫を凝らし、効率的・効果的に質の高いサービスを提供するための予算を編成しました。

- （1）主要課題の解決につながる施策
- （2）その他、重要性の高い施策

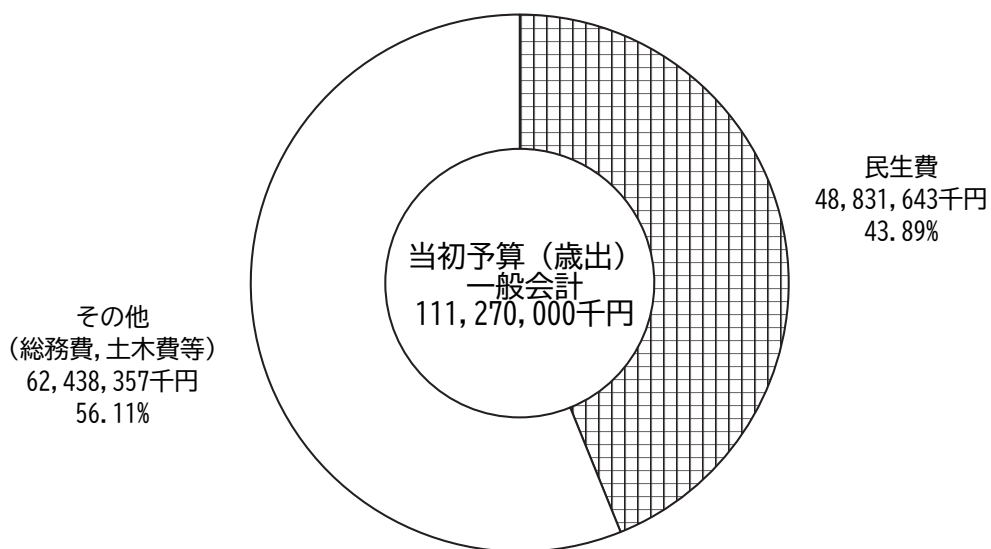
令和2年度の文京区の一般会計当初予算は、1,112億7,000万円で、そのうち民生費は488億3,200万円となっています。内訳等は3ページのとおりです。

令和2年度当初予算額（歳出）

文京区の予算のうち、社会福祉関係（民生費）の占める割合は次のとおりです。

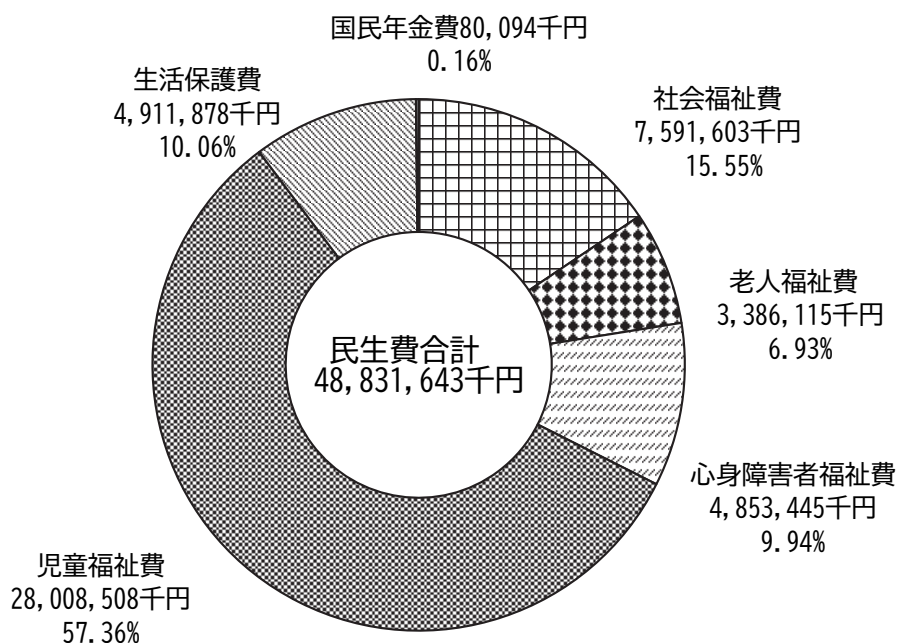
なお、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の予算額は下表のとおりです。

※内訳の各割合は小数点第3位を四捨五入しています。



【民生費の内訳】

各特別会計予算	
国民健康保険特別会計	18,931,000千円
介護保険特別会計	16,161,000千円
後期高齢者医療特別会計	5,325,000千円



5 福祉部・子ども家庭部の組織の沿革

昭和 40 年 4 月	福祉事務所が区へ移管され、管理課、福祉課、国民健康保険課、国民年金課の 4 課 1 所で厚生部を組織
昭和 47 年 4 月	児童課新設
昭和 47 年 6 月	福祉センター開館
昭和 50 年 4 月	小石川保健所、本郷保健所が区へ移管 保健衛生部を新設
昭和 51 年 12 月	厚生部のうち、福祉課、福祉事務所、福祉センターの 1 課 2 所で福祉部を新設
昭和 52 年 4 月	福祉部に老人福祉課を新設
昭和 55 年 3 月	福祉作業所 2 ヶ所、授産場が区へ移管
昭和 61 年 4 月	厚生部の管理課を婦人青少年課に名称変更 福祉部の組織改正により障害者福祉課を新設し、大福祉事務所制を採用、福祉事務所の事業を福祉課、高齢者福祉課、障害者福祉課、保護課でそれぞれ分担
平成 3 年 4 月	厚生部の婦人青少年課を女性青少年課に名称変更 福祉部に高齢者施設計画担当課を新設
平成 4 年 4 月	福祉部保護課の保育園入園事務を厚生部児童課へ移し、入園相談係を新設
平成 10 年 4 月	福祉部に介護保険準備担当課を新設
平成 12 年 4 月	介護保険制度導入により、介護保険部を新設し、厚生部を廃止する等、福祉関係の組織を改編 厚生部の女性青少年課は区民部へ、児童課は福祉部へ、国民健康保険課と国民年金課は介護保険部へ移行。福祉部は、高齢者施設計画担当課、介護保険準備担当課を廃止し、福祉課、高齢者福祉課、障害者福祉課、保護課、児童課、福祉センターで構成。介護保険部は、介護支援課、介護管理課、国民健康保険課、国民年金課で構成
平成 14 年 4 月	福祉部の高齢者福祉課住宅担当は都市計画部住宅課へ移行 国民健康保険課と国民年金課を統合して国保年金課を設置
平成 15 年 4 月	介護支援課と介護管理課を統合して介護保険課を設置 高齢者福祉課は介護保険部へ移行。老人医療係は国保年金課へ移行 保育課を新設し、児童課には子ども家庭支援センター準備担当を設置
平成 15 年 10 月	児童課に子ども家庭支援センターを設置
平成 16 年 4 月	本郷福祉センター（若駒の里）開所
平成 18 年 4 月	福祉部と区民部の子育て部門を統合し、男女協働子育て支援部を新設 児童給付係、子ども家庭支援センターは新設の子育て支援課へ移し、児童課は青少年係と統合して児童青少年課へ。男女協働子育て支援部は、子育て支援課、保育課、児童青少年課、男女協働・特命担当課で構成
平成 19 年 5 月	障害者福祉課に障害者就労支援センターを設置

平成 20 年 4 月	福祉部と介護保険部を統合し、福祉部は、高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、介護保険課、国保年金課、福祉センターの 6 課で構成
平成 21 年 4 月	福祉部に特命担当課長、高齢者医療担当課長を新設 男女協働・特命担当課、子ども家庭支援センターを統合し、男女協働子育て支援部に男女協働・子ども家庭支援センター担当課を新設
平成 24 年 4 月	福祉部に福祉政策課を新設し、特命担当課長を廃止
平成 26 年 4 月	福祉部に福祉施設担当課長、認知症・地域包括ケア担当課長を新設 都市計画部の再編により、福祉政策課に福祉住宅係を設置し、福祉住宅サービス（指定管理）が開始。さらに、福祉政策研究担当、高齢者施設担当、障害者施設担当及び臨時福祉給付金担当を設置。高齢福祉課に認知症・地域包括ケア係を新設
平成 27 年 3 月	福祉センター閉館
平成 27 年 4 月	文京総合福祉センター（老人福祉センター・障害者支援施設・障害者基幹相談支援センター）開館、教育センターに児童発達支援センターを設置 福祉政策課福祉政策研究担当を廃止 障害福祉課障害者就労支援センターの運営を委託
平成 28 年 4 月	子育て部門の組織改正により、男女協働子育て支援部は子ども家庭部となる。子育て支援課、幼児保育課、子ども家庭支援センターの 3 課で構成され、子ども施設担当課長を新設。児童青少年課は教育推進部へ移管。幼児保育課においては、総務部より私立幼稚園、教育推進部より区立幼稚園事務が移行、民間保育施設担当を廃止、民間保育施設担当係及び私立幼稚園・認定こども園担当を新設。男女協働担当は総務部へ移行するとともに廃止
平成 29 年 4 月	子ども家庭部に児童相談所準備担当課長及び児童相談所準備担当を新設。幼児保育課の私立幼稚園・認定こども園担当を廃止、保育所指導・私立幼稚園係を新設
平成 30 年 4 月	福祉部福祉政策課の臨時福祉給付金担当を廃止 子ども家庭部幼児保育課の民間保育施設係を廃止、保育施設整備担当を新設
平成 31 年 4 月	子ども家庭部幼児保育課の保育所指導・私立幼稚園係を廃止、施設給付・私立幼稚園係及び保育施設指導担当を新設
令和 2 年 4 月	福祉部福祉政策課に福祉保健政策推進担当を新設、高齢者施設担当を介護保険課へ、障害者施設担当を障害福祉課へ移し、福祉施設担当課長を廃止。高齢福祉課の認知症・地域包括ケア係を廃止、地域包括ケア推進係、介護予防係、認知症施策担当を新設。障害福祉課に給付指導係を新設

6 福祉保健施策に係る計画

地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民ニーズに対して、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区の公的サービスの充実と地域の様々な主体との連携による地域の支え合いを強化し、地域福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成30年3月に、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「^{ふみ}「文の京」^{みやこ}ハートフルプラン文京区地域福祉保健計画」を策定しました。

(1) 計画の性格・位置付け

本計画は、「文京区基本構想」に掲げる分野ごとの将来像の実現に向けて策定する、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画であり、各法律に規定された「地域福祉計画」、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」「健康増進計画」及び「食育推進計画」を包含するものとなっています。

法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第107条	地域福祉保健の推進計画
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項	
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	子育て支援計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	
老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条	
障害者計画	障害者基本法第11条第3項	障害者・児計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条	
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の19第1項	
健康増進計画	健康増進法第8条第2項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第18条	

(2) 基本理念

- 人間性の尊重
- 自立の支援
- 支え合い認め合う地域社会の実現
- 健康の保持・増進
- 協働による地域共生社会の実現
- 男女平等参画の推進

(3) 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

(4) 主要項目または重点課題

ア 地域福祉保健の推進計画

- ① 「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化
- ② まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- ③ 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備
- ④ 生活福祉要援護者等への支援
- ⑤ 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進
- ⑥ 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

イ 子育て支援計画

- ① 子どもの健やかな成長の支援
- ② より良い子育てを支える取組
- ③ 子どもの生きる力・豊かな心の育成
- ④ 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり
- ⑤ 地域社会全体で子どもを育む体制の構築
- ⑥ 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

ウ 高齢者・介護保険事業計画

- ① 地域でともに支え合うしくみの充実
- ② 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組
- ③ 健康で豊かな暮らしの実現
- ④ いざという時のための体制づくり

エ 障害者・児計画

- ① 自立に向けた地域生活支援の充実
- ② 相談支援の充実と権利擁護の推進
- ③ 障害者が安心して働き続けられる就労支援
- ④ 子どもの育ちと家庭の安心への支援
- ⑤ ひとにやさしいまちづくりの推進

オ 保健医療計画

- ① 健康づくりの推進
- ② 地域医療の推進と療養支援
- ③ 健康安全の確保

(5) これまでの福祉保健に関する計画

計画期間	計画名	策定（改定）時期
—	文京区地域福祉計画	平成6年3月
—	文京区地域福祉計画（第2次）	平成9年3月
平成12年度～平成16年度	文京区地域福祉計画	平成12年3月
平成15年度～平成19年度	「文 <small>ふみ</small> の京 <small>みやこ</small> 」ハートフルプラン 文京区地域福祉計画	平成15年3月
平成18年度～平成20年度	「文 <small>ふみ</small> の京 <small>みやこ</small> 」ハートフルプラン 文京区地域福祉計画	平成18年3月
平成21年度～平成23年度	「文 <small>ふみ</small> の京 <small>みやこ</small> 」ハートフルプラン 文京区地域福祉計画	平成21年3月
平成24年度～平成26年度	「文 <small>ふみ</small> の京 <small>みやこ</small> 」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画	平成24年3月
平成27年度～平成29年度	「文 <small>ふみ</small> の京 <small>みやこ</small> 」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画	平成27年3月
平成30年度～平成32年度	「文 <small>ふみ</small> の京 <small>みやこ</small> 」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画	平成30年3月